

(表) 障害者社会参加総合推進事業・盲婦人家庭生活訓練事業に係る収支決算書

(単位 : 円)

項目	予算額	決算額	内訳
収入			
委託費	391,700	391,700	県からの委託費
補助金	0	※ 7,325	他団体からの補助金
自己負担	0	※ 34,477	参加者の自己負担金
計	391,700	433,502	
支出			
報償金	153,000	161,000	
旅費	44,000	30,000	
需用費	167,200	200,357	
役務費	27,500	37,115	
使用料	0	5,030	
計	391,700	433,502	

(注) ※は、社団法人秋田県視覚障害者福祉協会の決算書に載っていない。

### 意 見

障害者社会参加総合推進事業の収支決算書と社団法人の決算書が合っていない。

この理由は、委託事業に係る他団体からの補助金及び参加者の負担金について、社団法人の会計に計上していないことによる。

参加者の負担金等を簿外で処理することは望ましくないため、社団法人の決算書に計上するように、指導されたい。

## 8 秋田県健康増進交流センター管理委託業務について

事業名	秋田県健康増進交流センター管理委託業務
契約者名	財団法人秋田県総合保健事業団
契約額	25,403千円
随意契約理由	秋田県健康増進交流センター条例第4条による。
指定管理者	平成18年度より、指定管理者制度を導入し、公募の結果、河辺地域振興株式会社が指定された。

秋田県健康増進交流センター（ユフォーレ）は、県民の健康増進を積極的に推進するため、温泉利用を中心に運動や森林浴を取り込んだ健康づくりの実践の場を提供するとともに、健康に関する情報提供・研修等を行う拠点として設置された。

平成13年度から平成17年度は、河辺地域振興株式会社が管理運営を行い、健康増進事業を財団法人秋田県総合保健事業団が行っている。

当該施設の施設整備費は、秋田県が35億700万円、秋田市（河辺町）が12億円となっている。

秋田県健康増進交流センターには、トレーニングルームや健康相談室、レストラン、休憩室、会議室があるメイン棟の他、プール、浴室等があるアクア棟、一般宿泊棟及び自炊棟があり、健康づくりのための温泉利用、運動及び生活習慣の改善に関する指導、健康づくりを実践する者の交流及び研修の機会の提供を行っている。この施設は、厚生労働大臣認定の温泉利用型健康増進施設であるため、健康増進施設認定規程等に基づく健康運動指導士、温泉利用指導者、生活指導を行う者等の配置が必要であり、これが民間の類似施設との違いとなっている。

しかし、同様の施設は民間にもあり、健康指導等の専門家の配置が民間の類似施設との違いであれば、こうした施設を県が保有する必然性は少ないと考えられる。すなわち、県民の健康の保持及び増進に資する健康指導等の専門家による健康づくりのための温泉利用、運動及び生活習慣の改善に関する指導を行うことが必要であれば、民間の類似施設に対して、補助を行うなどすれば足り、必ずしもこうした施設を県が保有する必要はないと考えられる。

### 意見

同様の施設は民間にもあり、健康指導等の専門家の配置が民間の類似施設との違いであれば、こうした施設を県が保有する必然性は少ないと考えられる。

よって、秋田県健康増進交流センター（ユフォーレ）を県が保有することのは非を含めて県の関与のあり方を検討されたい。

## 9 総合保健センター管理運営委託の委託先の決算について

事業名	総合保健センター管理運営委託
契約者名	財団法人秋田県総合保健事業団
契約額	459,327 千円
随意契約理由	秋田県総合保健センター条例第 7 条により、財団法人秋田県総合保健事業団に委託する旨を定めているため。
指定管理者	平成 18 年度、指定管理者を公募したが、応募は財団法人秋田県総合保健事業団のみであり、財団法人秋田県総合保健事業団が指定された。

### (1) 総合保健センター管理運営委託の委託先の決算について

総合保健センター管理運営委託は、総合保健センターの施設及び設備の維持管理や健康診査（人間ドック等）の委託である。

総合保健センターでは、人間ドック等の検診を 10,816 名が受けている。

財団法人秋田県総合保健事業団（以下、「事業団」という。）は、会計単位を受託事業会計と、検診・検査事業会計とに区分している。総合保健センター管理運営委託は、受託事業会計の一部である。

事業団の収支計算書の内訳を見てみると、たとえば、管理費のうち保険料のうち、個人情報漏洩保険料 103 千円などは、両事業に共通にかかる費用であるが、共通にかかる費用を按分しておらず、検診・検査事業会計に全額を計上している。

共通にかかる費用は、一定の基準で按分して各会計に計上すべきであるので、事業団に対して、そのように指導されたい。

（表）財団法人秋田県総合保健事業団の収支計算書（平成 17 年度）

（単位：千円）

科 目	受託事業	検診・検査事業
当期収入合計	465,290	3,357,401
事業費	354,968	2,965,864
管理費	110,322	329,885
うち、保険料	86	106,513
当期支出合計	465,290	3,361,776

## 意 見

財団法人秋田県総合保健事業団では、個人情報漏洩保険料 103 千円などの共通にかかる費用を按分しておらず、検診・検査事業会計に全額を計上している。

共通にかかる費用は、一定の基準で按分して各会計に計上すべきであるので、事業団に対して、そのように指導されたい。

### (2) 県による管理について

事業団への出損額 221,076 千円のうち、秋田県の出損は 4.5%にあたる 10,000 千円を出損している。県の事業団に対する出損額が 25%未満であるため、県から事業団に対する財務に関するチェックは行っていない。

事業団は、県が主体となって設立された法人であるという経緯がある。また、事業団の理事長に秋田県副知事が、副理事長に秋田県健康福祉部長が就任している。この点、事業団寄付行為第16条第2項によれば理事長は、秋田県副知事の職にある者をもって充てるとされているところである。

こうした事業団の設立経緯や役員の就任状況に鑑みて、県は、契約事案のみならず経理・財務管理全般について出資割合以上に実質的な管理責任を負っており、仮に不祥事が起きた場合は、県にある程度の責任が問われるというリスクを負っていると考えられる。県が主体的に財団法人に対するチェックを行うべきであると考える。

## 意 見

県は、実質的な指導・監督責任を適切に果たすために、事業団との契約事項のみならず、事業団の内部管理体制、経理・財務の状況に関する定期的なチェックを充実されたい。

## 10 脳卒中発症者通報事業委託について

事業名	脳卒中発症者通報事業委託
契約者名	社団法人秋田県医師会
契約額	604千円（通報一件あたり200円の単価契約）
随意契約理由	県内の医療機関の情報をまとめることのできる唯一の団体であるため。

脳卒中発症者通報事業は、脳卒中が発生したと医師が判断した患者について、脳卒中発症者の氏名、生年月日、男女別、職業、現住所、発症後の初診日時、発症日時、診療所見、臨床診断、発症前の状況等の情報を発症の都度、通報票により秋田県立脳血管研究センターに通報するもので、一件あたり200円の委託料を社団法人秋田県医師会（以下「医師会」という。）に一年分をまとめて支払い、医師会から、通報した各医療機関に支払いがされるものである。

通報件数は平成17年度は3,000件で、委託金の管理にも相当の事務負担がかかっていると思われ、また、一件200円のわずかな通報協力事務費がなくても、通報システム維持に支障はないものと考えられる。

さらに、がん発症についての通報は無償であり、また青森県など他県では、同様の通報を協力事務費を支払うことなく、医療機関に協力要請している例もある。

(表) 平成 17 年度秋田県脳卒中発症通報事業実績

	医療機関名	件数	手数料	金額
1	秋田県立脳血管研究センター	704	200	140,800
2	秋田大学附属病院	220	200	44,000
3	由利組合総合病院	288	200	57,600
4	市立角館総合病院	118	200	23,600
5	仙北組合総合病院	7	200	1,400
6	秋田赤十字病院	691	200	138,200
7	大館市立総合病院	8	200	1,600
8	大里病院	2	200	400
9	大曲中通病院	10	200	2,000
10	市立秋田総合病院	221	200	44,200
11	鹿角組合総合病院	123	200	24,600
12	湖東総合病院	125	200	25,000
13	男鹿みなと市民病院	191	200	38,200
14	市立横手病院	292	200	58,400
合 計		3,000		600,000

(注) 委託金額には、上記のほか、振込手数料 4,830 円が含まれる。

### 意 見

脳卒中発症者通報事業委託は、一件あたり 200 円の委託料を社団法人秋田県医師会（以下「医師会」という。）に一年分をまとめて支払い、医師会から、通報した各医療機関に支払いがされるものである。

契約締結や、支払業務に相当の事務的負担がかかっていることを考慮すれば、脳卒中発症者通報事業委託契約を締結することなく、各医療機関に発症情報を通報してもらえないかどうか、関係諸機関と協議するべきである。

## 1.1 秋田県災害・救急医療情報センター運営委託について

事業名	秋田県災害・救急医療情報センター運営委託
契約者名	社団法人秋田県医師会
契約額	10,400千円
随意契約理由	委託予定の社団法人秋田県医師会は県内医療機関の医師多数が会員として参加しており、情報の的確な収集、医療機関・消防機関へ必要な情報提供を行う等委託先として限定される。

秋田県災害・救急医療情報センター運営業務は、災害・救急医療に関する各種の情報を的確に収集し、医療機関、医療関係団体、消防機関、市町村及び県民等へ必要な医療情報等の提供を行うものである。具体的な業務としては、救急医療機関の応需情報について電話等により入力依頼をおこなうこと、住民等からの電話照会等への対応を行うこと、台風等災害による医療機関の被害状況の取りまとめ等があげられる。

この委託業務の実施状況について、救急応需情報（医療機関）の収集状況は、平成17年度累計で要収集件数55,444件のうち、収集済み件数は20,117件であり、収集割合は36.3%に過ぎない。このうち、救急告示医療機関では、要収集件数22,532件のうち、収集済み件数は14,709件であり、収集割合は65.3%と要収集件数のおよそ3分の2を満たしているが、決して十分なものであるとは言えない。

この点について、秋田県災害・救急医療情報システム整備運営事業実施要綱第9条によると、「都市医師会の役割として、『都市医師会は、情報システムの円滑な運営を支援する』旨が明記されている。

さらに、平成18年6月に成立した医療法等の一部を改正する法律の中において、医療機関に対し、医療機関の医療機能に関する一定の情報について、都道府県への報告を義務付けることが明記されたところである。

したがって、県は、災害・救急医療情報システムの制度趣旨や医療法改正の趣旨に鑑みて、災害・救急医療情報システムの適切な運営を行うべきである。

### 意見

委託業務の実施状況について、救急応需情報（医療機関）の収集状況は、平成17年度累計で要収集件数55,444件のうち、収集済み件数は20,117件であり、収集割合は36.3%に過ぎない。

よって、県は、災害に必要な情報と救急に必要な情報を精査し、郡市の医師会等に対する協力の要請、個別の医療機関へのさらなる働きかけなど、災害・救急医療情報システムの適切な運営に努められたい。

## 1.2 秋田県環境保全センターの管理運営委託業務内容の抜本的見直しについて

事業名	秋田県環境保全センターの管理運営委託
契約者名	財団法人秋田県総合公社
契約額	244,636 千円
随意契約理由	秋田県環境保全センター条例第6号(平成17年4月1日現在)の規定により、センターの管理は、財団法人秋田県総合公社に委託することとしているため。

秋田県環境保全センター（以下、「センター」という。）は、県内の排出事業者や処理業者による産業廃棄物の処理を補完するため、県直営で運営している産業廃棄物の処理施設である。

主に、県内の事業者から持ち込まれる産業廃棄物を有料で受け入れ、埋め立て処理する施設であるが、本契約は、その管理運営業務を財団法人秋田県総合公社（以下、「公社」という。）に委託しているものである。

施設総面積は、1,563,529 m<sup>2</sup>で、最終処分場（管理型）、中間処理施設（発砲スチロール溶融施設、平成18年度で廃止・解体予定）、排水処理施設等を有する。

センターの最終処分場はA区からD区まで、合計で10,325千m<sup>3</sup>の埋立計画容積があるが、平成18年度までにC区まで2,506千m<sup>3</sup>の埋立が完了する予定である。現在は、残るD区での廃棄物埋め立てが開始されており、平成75年まで利用可能と見積もられている。

センターの処分実績（中間処理を除く）は、平成17年度で110,603トンであり、内訳は以下のとおりである。

持ち込まれる廃棄物の内訳をみると、平成17年度では廃プラスチック類、紙くず、木くず及び繊維くずが合計で約2万2千トンあり、処分される廃棄物全体の20.5%を占めている。これらは、高温の焼却炉では焼却可能と思われる。現状では、そのまま埋め立てられているが、最終処分場を可能な限り長期間使用可能するために、焼却可能なものは、焼却することが望ましい。

(表) 平成 17 年度センターの処分実績（中間処理を除く）

分類	処分実績（単位：トン）
燃え殻	11,869
無機汚泥	11,989
有機汚泥	9,441
廃プラスチック類	7,735
紙くず	1,305
木くず	12,217
繊維くず	1,376
金属くず	4,309
ガラスくず、陶磁器くず	40,067
鉱さい	7,162
がれき類	2,996
ダスト類	137
計	110,603

### 意見

秋田県環境保全センターの管理運営業務を受託している財団法人秋田県総合公社（以下、「公社」という。）は、持ち込まれる廃棄物の 2 割以上が焼却可能なものであるにもかかわらず、県の指示に従い埋立てている。最終処分場を可能な限り長期間使用可能するために、焼却可能なものは、焼却することが望ましい。

産業廃棄物排出業者への可燃廃棄物分別の要請、可燃廃棄物について各市町村の焼却場への受け入れ確保、それらに伴う公社の業務手順の見直し等が必要と考えられ、実現に向け県、市町村、公社及び廃棄物排出事業者が協力していく必要がある。

これについて、県は「第 2 次秋田県処理計画」において、市町村の一般廃棄物処理施設での産業廃棄物の処理について、排出者処理責任を明確にし、適切な費用を排出者が負担することを基本として、市町村など関係機関と協議を進めるとしているが、さらに必要性をアピールし、県民の理解を得ながら早急に業務を改善させていく必要がある。

### 1.3 家畜受精卵移植総合推進事業に係る供卵牛等管理委託委託料精算等について

事業名	家畜受精卵移植総合推進事業に係る供卵牛等管理委託
契約者名	社団法人秋田県農業公社
契約額	79,771 千円
随意契約理由	社団法人秋田県農業公社は、受精卵供卵牛を飼育できる高度な飼養管理技術を有する県内唯一の機関であるため。

秋田県の肉用牛生産拡大や品質向上等に、受精卵移植は必要不可欠な技術であるが、県内には民間の受精卵供給機関が存在しない。このため、畜産試験場の技術と社団法人秋田県農業公社（以下、「公社」という。）の牧場を連携させて、県として受精卵の供給業務を担っていかなくてはならないことから、受精卵を採取するための県所有の牛の飼養管理を公社に委託しているものである。

供卵牛飼養頭数は平成 17 年度では 117 頭であり、相当の規模できめ細かい飼養管理が必要なことから、契約額は 79,771 千円であり、委託料の精算や委託事業の執行状況に関しては常に県が密接に関与し、不透明な点があつてはならない。

しかし、平成 17 年度の委託料の実績精算資料である、家畜受精卵移植総合推進事業管理委託契約実績額では、飼料の牧草代、賃金等すべての支出項目の実績総額と契約時の予算額が 1 円の違いもなく、全く同額のものであった。

また、公社が所有する牧舎等の固定資産の減価償却費相当額を、施設費として年間 2,200 万円委託料に含めて支払っているが、当該施設費は、契約を開始した平成 11 年度期初時点での牧舎等の帳簿価格 326,302 千円を残存使用可能年数として見積もった 15 年で除して算定したものである。